

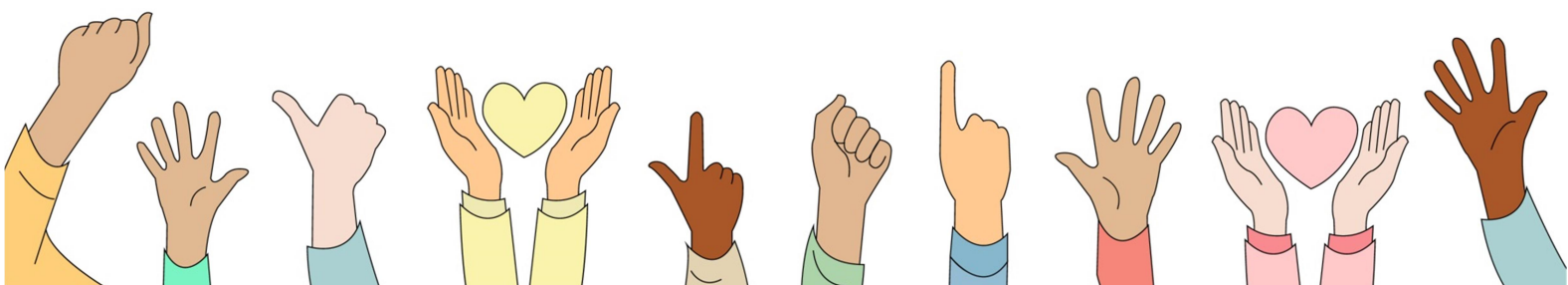
第2次函南町 男女共同参画計画（改訂版）

い き い き か ん な み 共 生 プ ラ ン

<2022~2026>



令和4年3月
函 南 町



目 次

第1章 改訂版の策定にあたって

1 計画の趣旨	1
---------	---

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	2
2 計画の基本目標	2
3 計画の体系	3
4 目指す姿	4
5 計画の期間	4

第3章 函南町の現状と課題

1 人口・世帯の状況	
（1）年齢3区分別人口の推移	5
2 労働力・就業の状況	
（1）女性の就業についての現状	6
（2）性別による男女の役割分担意識について	6
3 政策の場における女性の状況	
（1）審議会等における女性の割合	7
（2）政策の場における女性の割合	7
（3）行政の場における女性の現状	8

第4章 計画の内容

基本目標1 すべての人がともに認め合う人づくり	9
基本目標2 すべての人がともに参画する社会づくり	11
基本目標3 すべての人がともに働きやすい環境づくり	13
基本目標4 すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり	14

第5章 計画の推進

1 庁内における計画の推進	17
2 住民、各種団体や企業との連携	17
3 国及び県との連携	17
4 数値目標の設定による推進	17

用語解説	18
------	----

第1章 改訂版の策定にあたって

1 計画の趣旨

令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症をはじめ、社会情勢を取り巻く環境は、刻々と変化し、価値観やライフスタイルも時代とともに多様化しています。

各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化をしていますが、いまだに固定的性別役割分担^{*1}意識やこれを反映した慣習は残されており、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

私たちを取り巻く新たな状況の中、あらゆる人の人権を尊重し、女性の就業拡大や昇進における差別の撤廃、性的嫌がらせや暴力の根絶、またLGBT^{*2}を始めとする多様な人が互いを認め合える、豊かで活力のある社会の実現が求められています。

函南町では、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として平成16年(2004年)に「函南町男女共同参画計画」を策定し、平成21年(2009年)に改訂版が策定されました。その後、平成29年(2017年)に策定した「第2次函南町男女共同参画計画」から5年が経過したことを受け、これまでの取組を見直し、社会情勢の変化に対応しながら、より実行性を持って計画を推進するために、「第2次函南町男女共同参画計画改訂版」(以下本計画という)を策定するものです。



第2章 計画の基本的な考え方

本計画では、第2次函南町男女共同参画計画の考え方を基本として、これまでの取組を総合的に評価し、明らかになった課題、最近の社会的懸案や女性の社会進出等の促進状況を踏まえ、第2次函南町男女共同参画計画の修正及び、取組の追加などを行っています。

1 計画の基本理念

(1) すべての人の人権の尊重

人は法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきましたが、十分な実現に至っていません。男女共同参画社会の実現のためには、性別による差別的な扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、そして人権が尊重されることが重要です。

(2) 社会における制度または慣習についての配慮

固定的性別役割分担意識等を反映した社会の制度や慣習が、男女共同参画社会の形成を妨げるおそれがあることから、その影響に配慮することが必要です。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、すべての人が社会の対等な構成員として行政や企業地域などあらゆる場において、政策等の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人が社会参画していくためには、子育てや家族の介護、その他の家庭生活における活動において家庭の構成員が協力し合い、それ以外の活動と両立できるようにすることが重要です。

(5) 国際的協調

男女共同参画の取組は、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることから国際的な視点をもって施策を推進することが重要です。

2 計画の基本目標

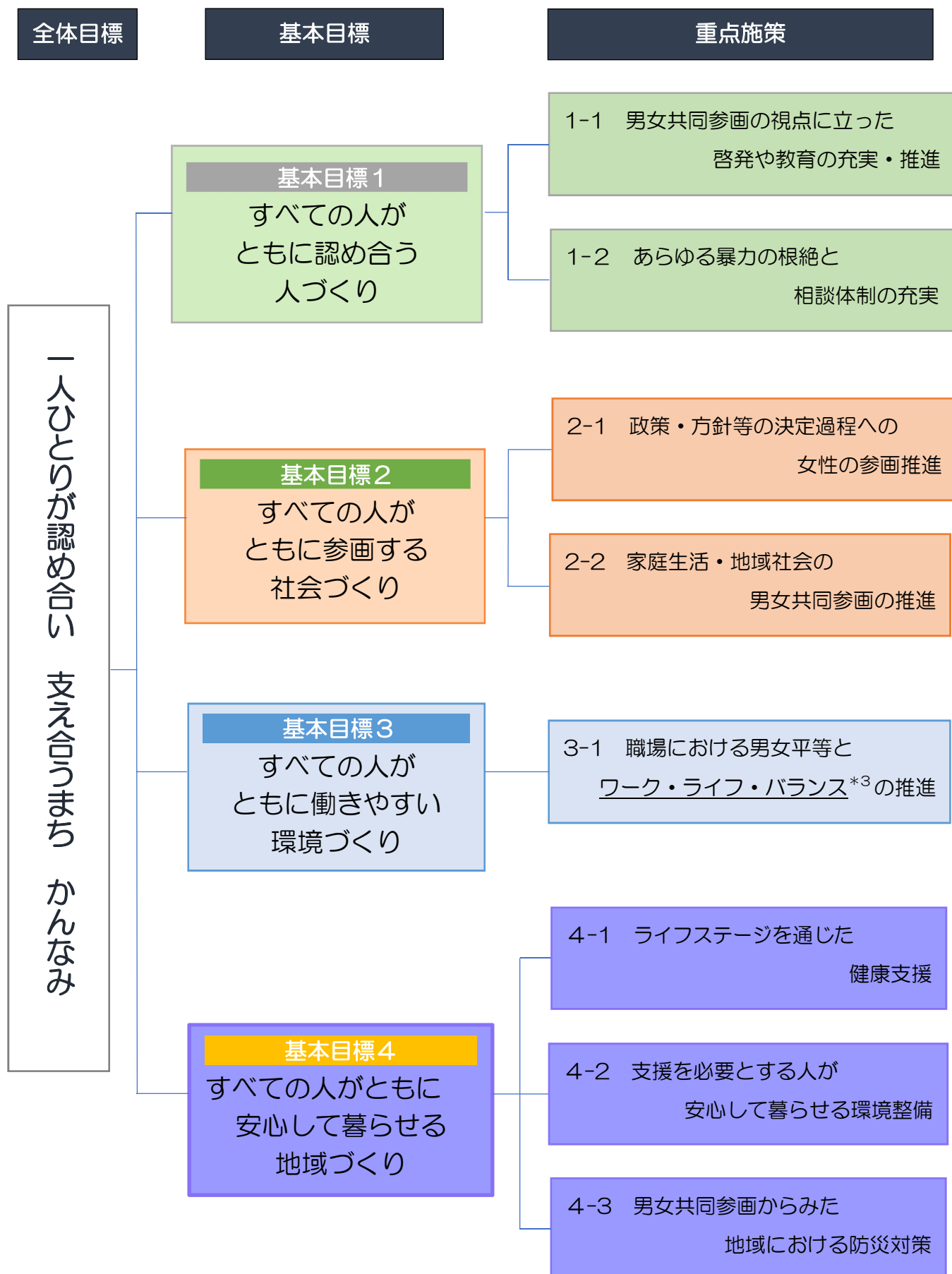
基本目標1
すべての人が
ともに認め合う
人づくり

基本目標2
すべての人が
ともに参画する
社会づくり

基本目標3
すべての人が
ともに働きやすい
環境づくり

基本目標4
すべての人がともに
安心して暮らせる
地域づくり

3 計画の体系



4 目指す姿

男女共同参画とは、LGBTを含むすべての個人が、性別（ジェンダー^{*4}）に縛られず、社会のあらゆる場面で、個性・能力を発揮、意思決定し、主役として活躍できる社会を目指すものです。

その考えを踏まえ、本計画では、第2次函南町男女共同参画計画の基本理念に基づき男女共同参画に関する施策を実施することにより、『一人ひとりが認め合い 支え合うまち かなみ』を目指します。

5 計画の期間

本計画は、令和4年（2022年）から令和8年（2026年）までの5年間とします。その後、本計画を取り巻く社会情勢の変化や取組みの課題、目標の達成状況等を把握し、令和9年（2027年）からの第3次函南町男女共同参画計画を策定します。

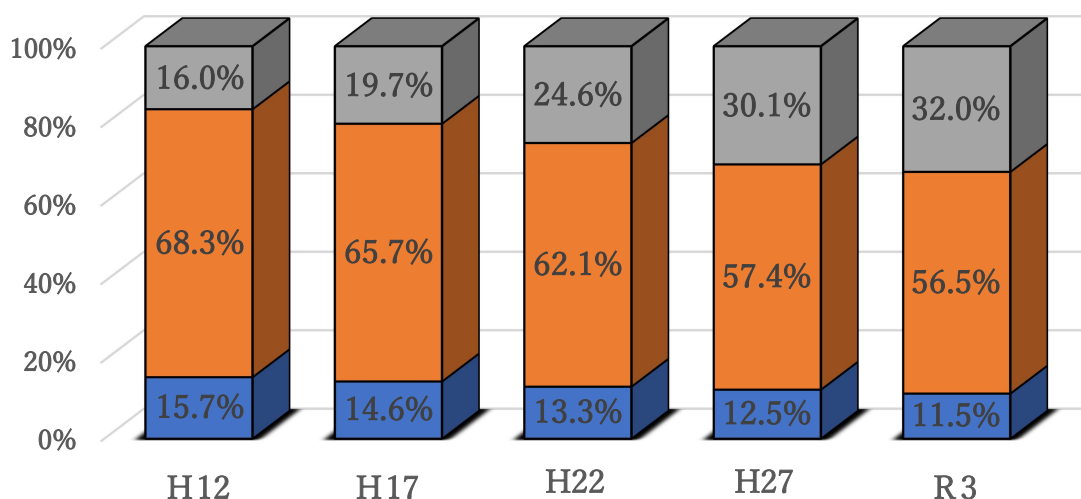
	西暦 年度	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9
国	男女共同参画基本計画	第3次		第4次				第5次						第6次	
														R12年まで	
静岡県	男女共同参画基本計画	第2次						第3次						第4次	
														R12年まで	
函南町	男女共同参画計画	第1次改訂版			第2次				第2次改訂版					第3次	
								見直し							

第3章 函南町の現状と課題

1 人口・世帯の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

■年少人口(0～14歳) ■生産年齢人口(15～64歳) ■老年人口(65歳以上)



	H12	H17	H22	H27	R3
総人口（人）	38,611	38,803	38,541	37,661	37,393
増減（人）	-	192	▲262	▲880	▲268

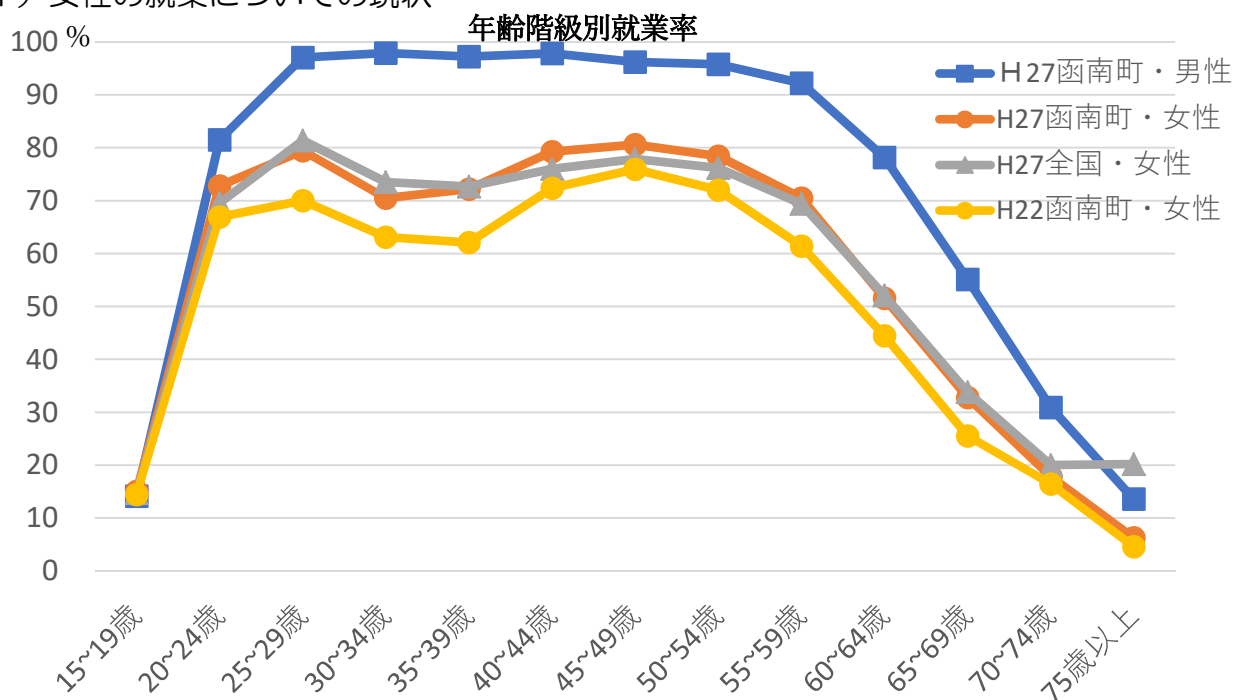
※各年4月末の人口

町の総人口は、令和3年4月末現在で37,393人となっており、年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が11.5%、生産年齢人口（15～64歳）が56.5%、老年人口（65歳以上）が32.0%となっています。総人口に対する年少人口の比率は5年間隔で総人口の約1%（約400人）ずつ減少しています。それに対し老年人口の比率は少しずつ増加し、平成22年から平成27年までの5年間で約5.5%増加していますが、平成27年からの5年間は、約2%増となり増加傾向は鈍化しているものの、少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。町の総人口も減少傾向にあります。

人口の減少や少子高齢化は経済活動の担い手の減少を意味します。今後も更なる少子高齢化が予想されるため、その対策として、あらゆる人が活躍できる環境の整備が必要になります。

2 労働力・就業の状況

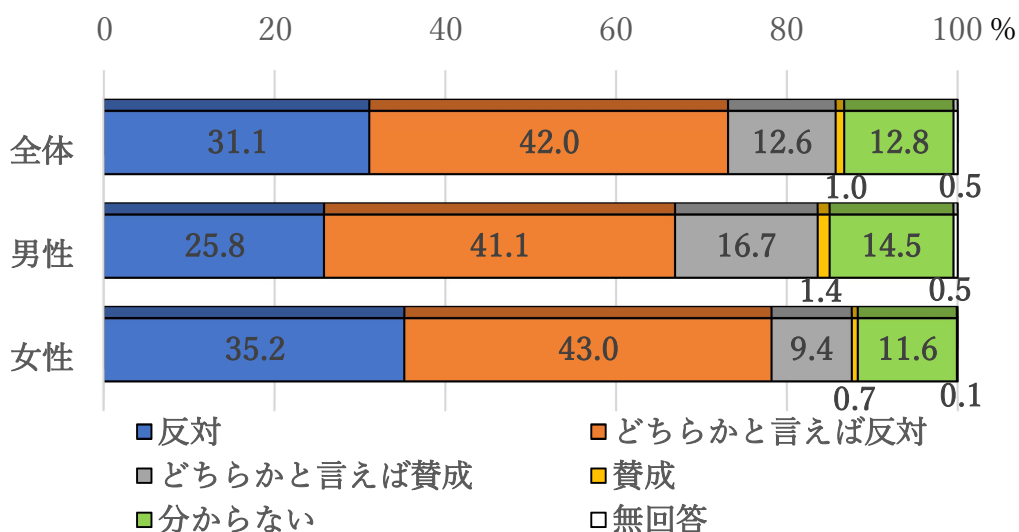
(1) 女性の就業についての現状



国勢調査（平成 22 年・平成 27 年）

町の女性就業率は全国の女性と共通し、20代までは高く、30代で低下し、40代になると再び上昇するという「M字カーブ」となっています。また、全国的に女性の就業率は年々高くなり、町においてもM字カーブが緩やかになってきています。

(2) 性別による男女の役割分担意識について

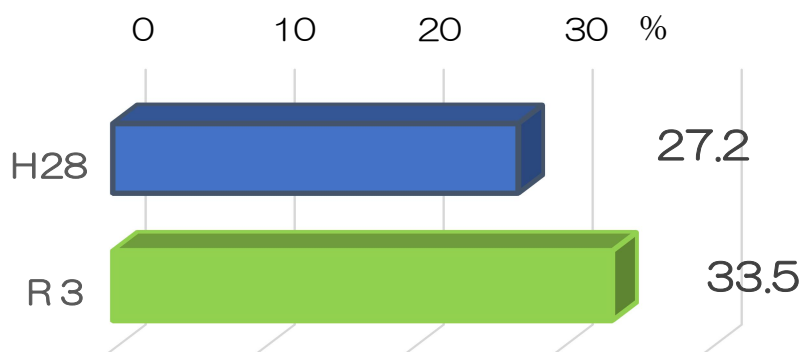


「令和3年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査」より

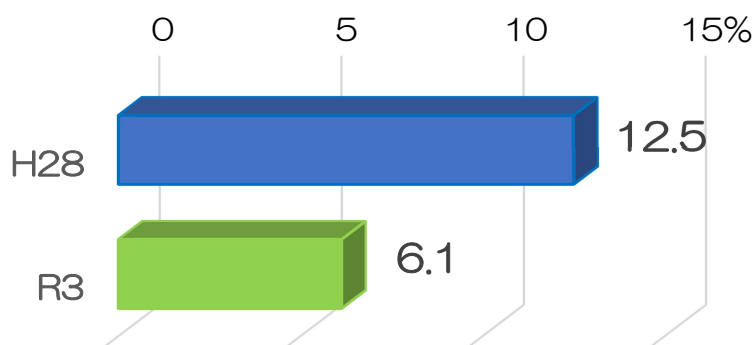
静岡県では、固定的性別役割分担意識調査「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別にとらわれた考え方について調査を行いました。この結果からは、固定的性別役割分担意識に反対する割合は、男性の方が低い傾向にあることが伺えます。

3 政策の場における女性の状況

(1) 審議会等における女性の割合



(2) 政策の場における女性の割合



※町議会議員、農業委員、教育委員、監査委員、選挙管理委員、固定資産税評価審査委員

国による女性の活躍を後押しする施策として、「改正女性活躍推進法」の施行により、令和4年4月から101人以上の事業主に、一般事業主行動計画の策定・届出及び自社の女性活躍に関する情報公表が義務付けられるなど、整備が進んでいます。

町の審議会等に、女性委員が選出されていないものがあります。すべての審議会等に女性が参画できるようにすることが求められます。

そのために、すべての人がそれぞれの意識改革を図り、幅広い職種や業務で個性と能力を発揮することができる環境づくりを推進することが必要です。



(3) 行政の場における女性の現状（町女性職員の役職別割合）

年 度	H27						R3					
	職員数（人）		女性職員数（人）		女性職員割合（％）		職員数（人）		女性職員数（人）		女性職員割合（％）	
特別職	2		0		0.0		3		1		33.3	
部・局長職	4	43	0	1	0.0	2.3	4	47	0	9	0.0	19.1
課長級	17		1		5.9		18		3		16.7	
課長補佐級	22		0		0.0		25		6		24.0	
係長級	41		17		41.5		46		24		52.2	
主査級	81		64		79.0		64		46		71.9	
計	167		82		49.1		160		80		50.0	

第2次函南町男女共同参画計画策定前の平成27年は、管理職（課長補佐級以上）は43人で、女性の管理職（1人）の割合は、2.3%でした。令和3年で同様に割合をみると、管理職は47人で、女性の管理職（9人）の割合は、19.1%になりました。

第2次計画の中間年における女性管理職の数値目標10%は達成されていますが、部・局長級の女性はこれまでいないことから、今後、部・局長級への女性の登用が求められます。

また、係長級の女性の割合は平成27年から40%を超える状況が続いています。今後、女性職員の職域の拡大をさらに図り、リーダーとしての資質を育成することで、管理職への適応力が備わり管理職への登用がさらに進んでいくと考えられます。



第4章 計画の内容

第2次函南町男女共同参画計画の基本目標における具体的施策の内容について、本計画の見直しを行い、新たに施策の具体的な内容を設定し直しました。また、それぞれの施策の具体的な内容における事業を挙げ、数値目標を設定しました。

基本目標1 すべての人がともに認め合う人づくり

男女共同参画社会の実現のためには、すべての人が互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員として認め合うことが大切です。固定的性別役割分担意識や社会慣行等を解消するための取組を継続する必要があります。そのために、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において、男女共同参画の視点に立った学習の機会や教育の充実・推進に努めます。

また、DV^{*5}等暴力による被害者の多くが女性であり、人権の侵害や男女共同参画の妨げとなっているため、こうした暴力の根絶を目指します。

施策1-1

男女共同参画の視点に立った啓発や教育の充実・推進

具 体 的 な 内 容	担当課
・職場、家庭、地域等様々な場における慣行等のジェンダーによる偏りや、<u>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</u>^{*6}等、学校や生涯学習の場で女性の権利に関する知識の啓発・広報活動を実施します。	生涯学習課 学校教育課 子育て支援課
・子どもたちが、LGBTの理解や性に関する知識を身につけ、望ましい行動をとれるように、発達段階に応じた啓発・教育を推進します。	
・子どもを持つ家庭や女性団体、グループ等に男女共同参画を学ぶ機会を提供するとともにその活動を支援し、家庭や地域の身近なところから男女共同参画を実践するきっかけづくりを行い、リーダーの養成に努めます。	生涯学習課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
固定的性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭）にとらわれない人の割合	70%	73.1% ①	75%	継続
男女共同参画学習事業の開催と参加数	3回 60人	2回 40人 ②	4回 80人	継続

① 「令和3年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」参照。

「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人数割合

② 新型コロナウイルス感染症による影響がない令和元年度数値を参照

具 体 的 な 内 容	担当課
・あらゆる暴力の加害者・被害者を生み出さないため、子どもに対しDVやセクシャル・ハラスメント*7等は人権侵害であるという認識を浸透させる教育・学習を充実します。	生涯学習課 学校教育課 子育て支援課
・DV、セクシャル・ハラスメント、児童虐待等に対し、関係機関との連携を強化して、被害者の早期発見や適切な保護、指導を図ります。	学校教育課 子育て支援課
・DVやセクシャル・ハラスメント、児童虐待、人権、女性のための相談等の相談窓口を広く周知します。また、相談者に対して適切な情報提供及び助言を行えるよう相談体制の確立を目指します。	子育て支援課 住民課 生涯学習課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
自殺予防を目的としたゲートキーパー 養成研修を実施		2回	6回	新規

現状値は令和3年度実績

セクシャルハラスメント



基本目標2 すべての人がともに参画する社会づくり

すべての人が社会の対等な構成員として、行政、企業等において政策・方針決定の場に参画し、様々な人の視点や意見を反映することは、男女共同参画社会を実現するうえで重要です。

地域には、組織や団体の長への就任について男性を優先させる習慣が根強く残っています。それぞれの人の意識改革を図るとともに、すべての人が幅広い職種や業務で個性と能力を発揮することができる環境づくりを推進するとともに、女性の参画の拡大に向けて町が率先して積極的な取組を進めます。

施策2-1

政策・方針等の決定過程への女性の参画推進

具 体 的 な 内 容	担当課
・町が設置する各種審議会、委員会その他団体の委員に女性の積極的登用を図り、女性委員の比率を引き上げるとともに女性のいない審議会等の皆減に努めます。	設置する 関係各課
・町女性職員の能力に応じた管理職への登用、職域の拡大を積極的に促進すると共に、研修の充実を図り、女性リーダーの育成に努めます。	総務課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
審議会等における女性の登用率	33%	33.5%	40%	継続
課長補佐級以上の女性管理職の割合	10%	19.1%	30%	継続

現状値は令和3年度実績



具 体 的 な 内 容	担当課
・家庭生活における男性の家事や子育て、介護等の参画促進を目的にした講座や教室を提供します。	生涯学習課 健康づくり課
・町民の地域活動への参画を促進するための講座の開設や情報の提供を行い、性別にかかわらず誰もが参加しやすい機会や場を提供するとともに自治会の役員に女性の積極的登用を図り、地域交流を促進します。	企画財政課 生涯学習課 福祉課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
両親学級における初産婦の夫の参加率	40%	91.7% ①	95%	継続
自治会役員における女性の割合		15.9% ②	20%	新規

① 令和2年度実績（新型コロナウイルス感染症により令和3年度は開催できなかったため）

② 令和3年度実績



基本目標3 すべての人がともに働きやすい環境づくり

すべての人が職場において対等なビジネスパートナーとして働き、個々の能力を十分に発揮できるように、就労の場における男女平等をさらに促進します。

これまで多くみられた職場優先の働き方を見直し、すべての人が相互に協働して子育てや介護等の家庭での役割と責任を積極的に担うよう啓発に努めます。また、家庭と仕事の両立を支援し、すべての人が安心して子育てや介護等ができる環境づくりを推進します。

施策3-1

職場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進

具 体 的 な 内 容	担当課
・働く側、雇用する側の双方に対し、すべての人の均等な機会と待遇を確保する男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の各種制度の周知を図り、制度の活用を働きかけます。	総務課 産業振興課 生涯学習課
・長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得向上、働き方改革等の必要性和効果等の情報を町職員や教職員、民間企業等に対して周知を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。	総務課 学校教育課 産業振興課 生涯学習課
・保育所の延長保育、低年齢児の受け入れ、 <u>病児保育</u> ^{*8} 、在園児以外の一時預かりの実施、 <u>留守家庭児童保育所</u> ^{*9} （学童）の対象学年の拡大等の子育て支援や施設整備の充実に努めます。	子育て支援課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
町男性職員の育児休業の実績	1人以上	0% ①	70%	継続
町男性職員の配偶者出産休暇及び 育児参加のための休暇	全ての男性職員 が取得	83.3% ②	100%	継続

① 令和3年度実績（対象者なし）

② 令和2年度実績（令和3年度は対象者なしのため）

基本目標4 すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり

すべての人が充実した生活を送り、社会で活躍するためには、健康に暮らすことが基盤となります。そのために生涯にわたり、心身共に健康な生活を送ることができるよう、地域における健康支援の充実が必要です。

また、性の多様性を正しく理解し認め合う社会にするためにも、支援を必要とする人がいつでも相談をしたり、サポートを受けられたりする安心できる地域づくりを推進します。特に、防災分野に男女共同参画の考えを取り込み、様々な立場の人が相互に配慮した地域防災に向けた取組を推進します。

施策4-1

ライフステージを通じた健康支援

具 体 的 な 内 容	担当課
・女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援や生涯にわたる健康の包括的な支援を通し、国が提唱する <u>不妊予防支援パッケージ</u> ^{*10} のもと、不妊予防に向けた取組を推進し、すべての女性が輝く社会を目指します。	健康づくり課 生涯学習課
・学校において、児童生徒の発達段階に応じた心と体の健康教室や性教育の充実に努め、若年層における薬物、飲酒、喫煙に対する注意の喚起を継続的にを行います。	学校教育課 健康づくり課 生涯学習課
・各種教室や検査・健診体制の充実に努め、すべての人の健康づくりに関する講座による情報提供、家庭や職場等での悩みやストレス等についての相談機能の充実に取組みます。	福祉課 健康づくり課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
町内小中学校における発達段階に応じた「 <u>命の安全教育</u> ^{*11} 」の推進 ①		14.3%	60%	新規

現状値は令和3年度実績

- ① 全国の小中学校、高校で令和5年度から実情に応じて実施する計画ですが、町では先行して取組を推進します。

具 体 的 な 内 容	担当課
・性の多様性を正しく理解するための啓発、各種様式等の男女標記欄の見直しをする等、当事者に対する配慮をします。	関係する各課
・高齢者に留まらず、健康寿命の延伸を図るためライフステージに応じた健康教育、心の健康についての理解を深める講座（出前講座等）の実施や情報の発信を推進します。	福祉課 健康づくり課
・障がいのある人が、自立しスポーツや文化活動等の多様な社会参加の促進を図れるよう、手話通訳や点字等の情報保障や障がいに対する理解を深める広報活動を推進し、障がいのある人の社会活動への促進を図ります。	福祉課 生涯学習課
・障がいのある人やその家族、ひとり親家庭、引きこもり家庭の生活の安定と、自立の促進を図るために必要な情報提供や相談体制、就業支援、経済的支援、日常生活支援等の充実を図ります。	福祉課 健康づくり課 学校教育課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
両親学級におけるマタニティーブルーについての理解率		79.4% ①	85%	新規
シニアクラブや地域の団体に対する健康等についての出前講座の実施		12回 ②	20回	新規

① 令和2年度実績（新型コロナウイルス感染症により令和3年度は開催できなかったため）。

両親学級開催時のアンケート結果による数値。

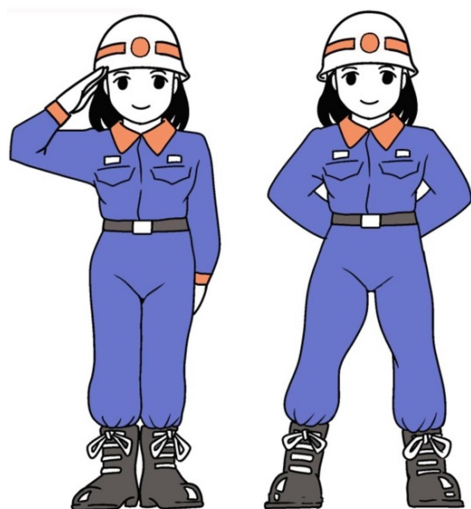
② 令和3年度実績（令和4年3月1日現在）

具 体 的 な 内 容	担当課
・女性防災リーダーの育成や自主防災組織マニュアル等の見直しの働きかけ、防災対策に関する方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、女性の視点を取入れた避難所の運営や災害用備蓄物品の整備等の防災計画を策定します。	総務課
・消防団へ女性の加入を促進し、防災分野への女性参画を拡大します。	総務課

指 標	第2次計画当初の 中間目標値	現状値	最終目標値	改訂版での 位置づけ
消防団における女性団員数	9人	5人	10人	継続
防災講座の参加者数(チャレンジ大学)	70人	22人 ①	90人	継続

現状値は令和3年度実績

① 新型コロナウイルス感染症拡大により講座中止のため応募者数



第5章 計画の推進

1 庁内における計画の推進

本計画は、市政のあらゆる領域にわたる計画であることから、その推進にあたっては、庁内の横断的な連携が必要となります。実現にむけて、この計画を周知し、数値目標や重点施策にある各課の施策等が、男女共同参画の視点をもって展開されるよう取り組んでいきます。

2 住民、各種団体や企業との連携

職場、家庭、地域、学校等、あらゆる分野での男女共同参画の実現に向け、学校での授業や様々な講座等の実施、相談体制の更なる充実を図り、一人でも多くの人に理解をしていただけるよう、住民各種団体や企業と行政が連携し計画を推進します。

3 国及び県との連携

ジェンダー、LGBT、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等、男女共同参画に関する考え方や社会情勢の急激な変化が起きています。この変化に対応できるよう、周辺市町、県や国、関係機関と連携を強め、情報の収集、広報、啓発等の推進を図ります。

4 数値目標の設定による推進

本計画を実効性のある計画とするため、中間年の目標数値を検証し、その結果を踏まえて最終年の数値目標と重点施策を見直しました。4つの基本目標である「すべての人がともに認め合う人づくり」「すべての人がともに参画する社会づくり」「すべての人がともに働きやすい環境づくり」「すべての人がともに安心して暮らせる地域づくり」を推進し、全体目標の「一人ひとりが認め合い 支え合うまち かなみ」達成に向け、計画の推進に取り組めます。



【用語解説】

* 1 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力によって役割分担を決めることが適当であるにも関わらず、性別を理由にして役割を固定的に分ける考え方。「男は仕事、女は家事・育児」など。

* 2 L G B T

レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシャル（B）の3つのセクシュアリティ（性的嗜好）とトランスジェンダー（T）という性自認の各単語の頭文字をとった単語。さらに様々なセクシュアリティ等を含むセクシャル・マイノリティー（性的少数者）の総称として使用される。

レズビアン：女性の同性愛者

ゲイ：男性の同性愛者

バイセクシャル：両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている人）

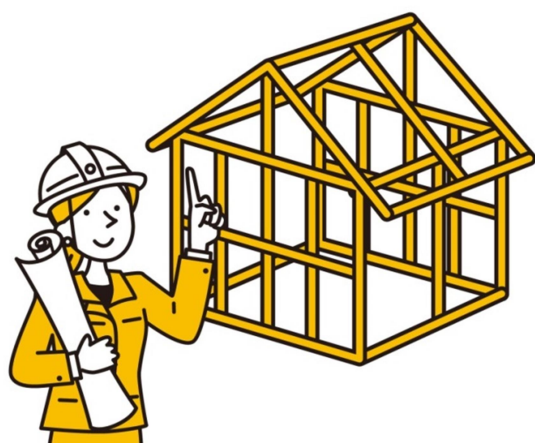
トランスジェンダー：生まれた時に割り当てられた性別に違和感を持ち、性別を越境して生きる人、生きたい人。

* 3 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳される。一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

* 4 ジェンダー

生物的な性差であるセックス（sex）ではなく、社会的・文化的に形成された性のこと。服装や言葉遣い、立ち振る舞い等において表現される「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家事・育児」に代表される、固定的性別役割分担意識等の社会的、文化的に形成された性差のこと。



＊５ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあったものから振るわれる暴力。

＊６ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性に関する健康を享受する権利。具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。

＊７ セクシャル・ハラスメント

性的な嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な発言や行動によって相手に不利益を与えたり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布等、相手が不快に感じたりする行為。

＊８ 病児保育

保護者が就労している等、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・診療所、保育所等において病気の児童を一時的保育する場。町では、病児、病後児保育事業を行うことで、安心して子育てができる環境を整備している。

＊９ 留守家庭児童保育所

下校時に保護者がいない児童を対象とした、生活指導を中心に異年齢集団で過ごす場。町内に、東部、西部、中部、北部、丹那の５か所を開設。

＊１０ 不妊予防支援パッケージ

厚生労働省が関係省庁と連携して取りまとめた、女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援を行い、気づかれにくい不妊リスクをなくしていくための取組。不妊の治療支援から予防支援へと、さらに支援の幅を広げたもの。

＊１１ 命の安全教育

子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育・啓発の取組。令和５年度から、全国の小中学高校において、実情に応じて実施する計画。

資料

① 男女共同参画社会基本法	21
② 静岡県男女共同参画推進条例	27
③ 男女共同参画社会に向けた国内外の動き	31

男女共同参画社会基本法

発令　　：平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号

改正内容：平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号[平成 13 年 1 月 6 日]

○男女共同参画社会基本法

〔平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号〕

〔総理大臣署名〕

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済

的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画

社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。

）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕。

○静岡県男女共同参画推進条例

平成13年7月24日

条例第46号

静岡県男女共同参画推進条例をここに公布する。

静岡県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策（第6条—第13条）

第3章 静岡県男女共同参画会議（第14条—第16条）

附則

男女の人権が性別にかかわらず尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根深く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（県の責務）

第3条 県は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(県民の責務)

第4条 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を根絶するよう努めなければならない。

3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

(民間の団体の責務)

第5条 民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

(1) 当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること（積極的格差改善措置を含む。）。

(2) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

(基本的施策)

第6条 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。

(2) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。

(3) 県及び市町における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。

(4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。

(5) 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。

(6) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。

(7) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。

(8) 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。

(9) その他男女共同参画を推進するために必要な施策

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(基本計画の策定)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

第9条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画の日)

第10条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、7月30日とする。

3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第11条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

(民間の団体の協力)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章 静岡県男女共同参画会議

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

(2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織及び委員)

第15条 参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第42号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会に向けた国内外の動き

	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	函南町の動き
昭和 60 (1985)	・「国際婦人の十年」世界会議	・「男女雇用均等法」公布 ・「労働者派遣法」公布 ・「女子差別撤廃条約」		
昭和 61 (1986)		・「男女雇用機会均等法」「労働者派遣法」施行	・「婦人のための静岡県計画」策定 ・「婦人問題推進会議」設置	・中央公民館落成
昭和 62 (1987)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・生活環境部に「婦人課」労働部に「就業婦人室」設置	
平成元 (1989)	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領改訂（高校家庭科の男女必修等）	・「婦人総合センター基本計画」策定	
平成 3 (1991)		・「育児休業法」公布	・「婦人のための静岡県計画」策定	
平成 4 (1992)		・「育児休業法」施行 ・初代婦人問題担当大臣就任		
平成 5 (1993)	・世界人権会議開催	・「パートタイム労働法」公布・施行	・県女性総合センターあざれあ開館	
平成 6 (1994)	・第 4 回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議開催	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置		
平成 7 (1995)	・第 4 回世界女性会議	・「育児・介護休業法」成立		
平成 8 (1996)	・ILO総会「家内労働に関する条約」採択	・男女共同参画審議会答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「男女が共に創るしずおかプラン」策定	・保健福祉センターオープン
平成 9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」 ・「労働基準法」「育児・介護休業法」改正・公布 ・「介護保険法」公布	・「男女が共に創るしずおかプラン」推進計画策定	
平成 11 (1999)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選定議定書」採択	・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定	
平成 12 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議開催	・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女が共に創るしずおか第 2 次推進計画」 ・女性政策室を「男女共同参画室」に改称	
平成 13 (2001)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・男女共同参画会議設置	・「静岡県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・静岡県男女共同参画会議設置	・第 1 回函南町女性議会開催
平成 14 (2002)		・改正育児・介護休業法施行	・配偶者暴力相談支援センターを県女性相談センターに設置	
平成 15 (2003)		・「少子化社会対策基本法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	・「ハーモニックしずおか 2010」策定 ・しずおか男女共同参画推進会議設立	
平成 16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	・検証・評価制度の導入 ・「静岡県男女共同参画白書の発行	・「函南町男女共同参画計画」策定

	世界の動き	日本の動き	静岡県の動き	函南町の動き
平成 16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	・検証・評価制度の導入 ・「静岡県男女共同参画白書の発行	・「函南町男女共同参画計画」策定
平成 17 (2005)	・「北京+10」閣僚級会合開催	・「改正育児・介護休業法」施行「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・しずおか女性チャレンジサイト開設 ・「しずおか次世代育成プラン」策定	
平成 18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合	・「改正男女雇用機会均等法」成立		
平成 19 (2007)		・「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「ハーモニックしずおか2010 後期実践プラン」策定	・男女共同参画学習講座を開催 ・「第5次函南町総合計画」策定
平成 20 (2008)		・「女性の参画加速プログラム」策定		・女性消防団員を導入
平成 21 (2009)	・日本の女子差別撤廃条約の実施状況に関する女子差別撤廃委員会の最終見解	・「次世代育成支援対策推進法」一部改正 ・シンボルマーク決定		・「函南町男女共同参画計画(改訂版)」策定
平成 22 (2010)	・国連婦人の地位委員会開催	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		
平成 23 (2011)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関」が発足		・「第2次静岡県男女共同参画基本計画」策定	
平成 25 (2013)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ・若者、女性活躍推進フォーラムの開催、提言	・「男女共同参画の視点からの防災手引書」発行 ・「第2次男女共同参画基本計画・第2期実践計画」策定	・かんなみ知恵の和館開館
平成 26 (2014)	国連婦人の地位委員会	・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム開催		・「函南町健康増進計画(第2次)」策定
平成 27 (2015)	国連防災世界会議(仙台)	・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・女性活躍推進法成立		・「町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定
平成 28 (2016)		・「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」完全実施	・「静岡県の女性の職業生活における活躍推進に関する計画」策定	
平成 29 (2017)		・「育児・介護休業法」一部改正	・「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画」策定	・「第2次函南町男女共同参画計画」策定
平成 30 (2018)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行			
令和元 (2019)	・W20 日本開催(第5回 WAW と同時開催)	・「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」一部改正 ・「DV法」一部改正 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・「育児・介護休業法」一部改正		
令和 2 (2020)	・「第4回世界女性会議 25 周年記念ハイレベル会合」	・「第5次男女共同参画基本計画」策定	・第3次静岡県男女共同参画基本計画」策定	